

医療機器業公正競争規約とは



医療機器は、私たちの生命や健康を守る医療を行うために必要不可欠なものでです。実際の医療現場で使用される医療機器の選択は、患者さん本人ではなく、医療機関の判断に委ねられており、その購入費用は患者さん本人と国民一人一人が負担する社会保険制度による診療報酬償還制度や税金などの公的資金によって賄われております。国民が負担している医療機器の購入・選択が不当な景品類の提供によってゆがめられるようなことがあってはなりません。

医療機器業界では、商慣習の改善に関する行政からの指導もあったことから、公正な競争の確保と商慣習改善のための自主的な取り組みが始まりました。そして、平成10年9月に公正取引委員会において公聴会が開かれ、平成11年4月1日に施行されたものが「医療機器業公正競争規約」です。これは、医療機器の取引の際の景品類提供の制限に関する業界の自主規制ルールです。

基本体系

独占禁止法（第19条）



景品表示法 指定法

第3条

医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業における
景品類の提供に関する事項の制限（平成9年告示第54号）

医療機器業公正競争規約

第12条

提供できない景品類

以下のものは、医療機器の選択又は購入を不当に誘引する手段として、提供できることになっております。

●物品及び土地、建物等

●金銭、金券、株券、商品券等

●きょう応

(映画、演劇、旅行、その他催物等への招待や優待を含む)

●無償で提供する医療機器

●無償で提供する便益、労務その他
の役務

提供できる景品類

- ①自社の医療機器を適正に使用いた
だくためのサービス等の提供
- ②緊急時対応のために必要な物品、
便益・サービス等の提供
- ③医学情報、自社の医療機器の資料・
説明用資材等の提供
- ④試用医療機器の提供
- ⑤医療機関等に依頼した市販後調査、
治験、調査・研究の報酬及び費用の
支払
- ⑥自社の医療機器講演会等に際し提
供する華美、過大にわたらない物品・
サービス、出席費用の負担
- ⑦少額で正常な商習慣に照らして適
当と認められる範囲の景品類

Q & A

Q 医療機器業公正競争規約の制定の経緯は？

A 平成10年9月に公正取引委員会で公聴会が開催され、(社)日本医師会、(社)日本歯科医師会、(社)日本病院会、(社)全日本病院協会、厚生省(当時)等の関係官庁、その他公述人から賛成である旨の公述が行われました。

これを受けた公正取引委員会は、平成10年11月に独占禁止法の特別法である景品表示法に基づき、医療機器業公正競争規約の認定を行い、告示をしました。

Q 医療機器業公正競争規約は、いつから実施されたのか？

A 業界全体が守る共通のルールとして医療用具業公正競争規約を制定し、平成11年4月1日に実施されました。平成17年4月から医療機器業公正競争規約と名称変更されています。

Q 医療機器業公正競争規約に違反した企業はどうなるのか？

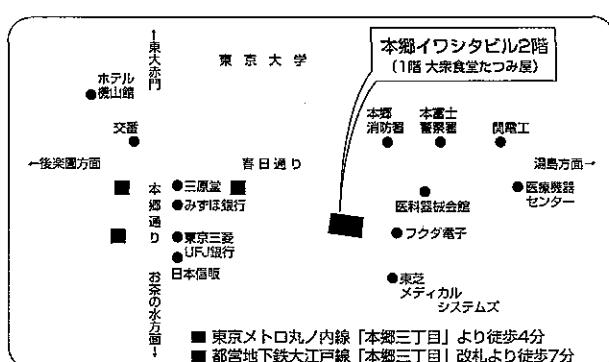
A 違反した会員事業者には、医療機器業公正取引協議会から「指導」、「注意」、「警告」、「厳重警告」、「違約金の賦課」、「除名」、「公正取引委員会に対する措置請求」などの措置が採られます。

なお、会員事業者以外の企業は、景品表示法に基づき、直接、公正取引委員会によって措置を講ぜられます。

ご不明な点は下記医療機器業公正取引協議会へお問い合わせください。

医療機器業公正取引協議会

〒113-0033
東京都文京区本郷 3-38-1
本郷イシワタビル2F
TEL 03-3818-1731
FAX 03-3818-1732



ホームページ <http://www.jftc-mdi.jp/index.html>

医療機関のみなさまへ

医療機器の貸出しについて

当業界では平成11年4月1日から公正取引委員会の認定の下に、医療機器の取引にかかる景品類の提供の制限に関する公正競争規約を施行し、業界の正常な商慣習の確立に努めてきております。

中でも、医療機器の無償貸出しについては、

- ① 医療機器の無償提供と同様に不当な取引誘引の有力な手段となり得ること
- ② 現行医療保険制度の枠組みの下では価格に反映されないでの償還価格の算定を歪めること
- ③ 取引内容が不透明であること

が各方面から長年指摘されてまいりましたので、医療機器の貸出しに関する基準を設定し、平成13年8月1日から実施しております。

なお、在宅医療のために貸し出される医療機器につきましても、本基準が適用されます。

医療機関のみなさまにおかれましては、本基準実施の趣旨にご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

医療機器業公正取引協議会

「貸出し」とは 無償貸出しのことです。

■ 原則として制限している貸出し

貸出し行為自体が不当な取引誘引行為と認められるために、原則として制限している貸出しには次のものがあります。

- (1) 医療機関等に対する費用の肩代わりになる貸出し
- (2) 医療材料の販売を目的とした貸出し
- (3) 医療機関等がすでに使用している同一医療機器の貸出し
- (4) 自社の取り扱う医療機器と直接関連のない医療機器の貸出し

(1) 医療機関等に対する費用の肩代わりになる貸出し

- ア) 当該医療機器の購入予算が当該年度予算に計上されていない段階での貸出し
ただし、基準に規定するデモ及び試用の範囲内で貸し出す場合は制限していません。
- イ) 当該医療機器の購入予算が当該年度予算に計上されているが、まだ売買契約に至らない段階での貸出し
ただし、基準に規定するデモ及び試用の範囲内で貸し出す場合は制限していません。
- ウ) 医療機関が自ら行うべき研修会、勉強会等への貸出し
* 例えば、医療機関や医療担当者個人の企画による研究会、研修会（医療担当者の教育・訓練のために行う）等への医療機器の貸出しができません。

(2) 医療材料の販売を目的とした貸出し

- ただし、相応の対価を伴う賃貸契約に基づくレンタルやリース等、医療機器を有償で貸し出す場合は制限していません。
- * 医療材料とは、医療の用に供する器械、装置及び器具類以外の治療材料をいいます。

(3) 医療機関等がすでに購入し使用している医療機器と同一の医療機器の貸出し

- ただし、基準に規定する事故・故障対応あるいは緊急時対応で基準の範囲内で貸し出す場合は制限していません。
- * 同一医療機器とは、カタログナンバーが同一の医療機器をいいます。

(4) 自社の取り扱う医療機器と直接関連のない医療機器の貸出し

■ 原則として制限していないが、貸出期間等で制限している貸出し

貸出し行為自体は不当な取引誘引行為とは認められないために、原則として制限していませんが、貸出しの目的別に定めた貸出期間等の限度を超える場合に不当な取引誘引行為として制限している貸出しには、次のものがあります。

貸出しの目的	貸出しの内容		貸出期間等の限度
1. デモ (デモンストレーション)	臨床試用のためなく、当該医療機器の実物を使って商品の外観及び基本的性能をPRするための貸出し		1か月以内
2. 試用	医療担当者が当該医療機器の使用に先立って、有効性及び安全性の評価に資するため臨床試用することを目的とする貸出し		6か月以内
3. 研究	治験以外の目的で自社の取り扱う医療機器に関し自社で企画し医療機関等に委託する研究又は医療機関等との共同研究を目的とする貸出し		12か月以内
4. 事故・故障対応 (3頁を参照)	事業者が販売した当該医療機器の本来機能が損なわれたために行う右の事項の修理完了までの医療機器の代替貸出し	保証期間内の代替貸出し	3か月以内
		関連法規の遵守に伴って行われる代替貸出し	修理完了まで
5. 緊急時対応 (含む災害時)	緊急事態が発生した場合及び天変地異が発生した場合の対応としての貸出し		緊急事態解消、災害期間終了まで
6. 納期遅延対策	契約した納期までに当該医療機器を納品できない場合に行う代替品の貸出し		契約品の納入まで
7. 研修	公益目的の団体が、臨床試用ではなく医療担当者の教育・訓練等のために行う研修に対する貸出し		1か月以内
8. その他	上記貸出し目的以外の特別な貸出し (その都度、公正取引協議会に相談)		

- (1) 上記の貸出期間等は貸出しの目的別に限度期間を定めたものですから、たとえ限度期間内であっても貸出しの目的が完了した場合は、それ以降の貸出しは制限しています。
- (2) 同一医療機関内の同一診療科に対し、反復して同一医療機器の貸出しを行うことは制限しています。

事故・故障時の代替機器貸出し

事故・故障時の代替機器の無償貸出しは、取引内容の透明化という観点からみますと、医療機器業者の保証規定で定められている事項、薬事法、P L 法に基づくものなど事業者の責任により無償で貸し出すことができるものと、無償貸出しそれ自体が取引を不当に誘引する手段としての便益の提供となるものとがあります。

事故・故障に対応して無償で代替機器を貸し出すことができるのは次の二つで、当該医療機器の本来の機能が損なわれたために行う修理完了までの期間です。

なお、修理品を納入した場合には、代替品を速やかに引き取ることになります。

1 保証期間内における代替機器の無償貸出し

(1) 保証事項となっている事故・故障に対応するための貸出します。

ただし、保証期間内でも、事業者に責任のない事故・故障に対応するための修理代替機器の貸出しを無償で行うこととは、それ自体が取引を不当に誘引する手段としての便益の提供となるので制限しています。

なお、保証期間経過後の代替機器の無償貸出しは原則として制限しています。

(2) 上記(1)で無償貸出しができる期間は、修理完了までに要する期間内で、かつ、医療機器の性格上長くても3ヶ月以内を目安としています。

ただし、仮に修理完了までの期間を意図的に引き延ばして通常修理に要する期間を超えるようにしたり、また、事故・故障対応を口実に修理期間と称して長期間貸し出すことも取引を不当に誘引する手段としての便益の提供となるので制限しています。

(3) 代替貸出しができる医療機器は、原則として、当該医療機器と同一の医療機器に限られます。

ただし、モデルチェンジ、生産中止、在庫切れ等の特段の事情を有する場合に限り、同一の医療機器と類似の機種でも許容されます。

2 関連法規の遵守に伴って行われる代替機器の無償貸出し

(1) 基本的に保証事項の有無にかかわらず保証期間内はもとより保証期間終了後であっても制限していません。

具体的には、薬事法に規定する不具合対応やP L 法に基づくりコール対応等に伴って行われる代替貸出しがこれに該当します。

(2) 上記(1)で無償貸出しができる期間は、修理完了までに要する期間内です。

(3) 上記1(3)と同じ。

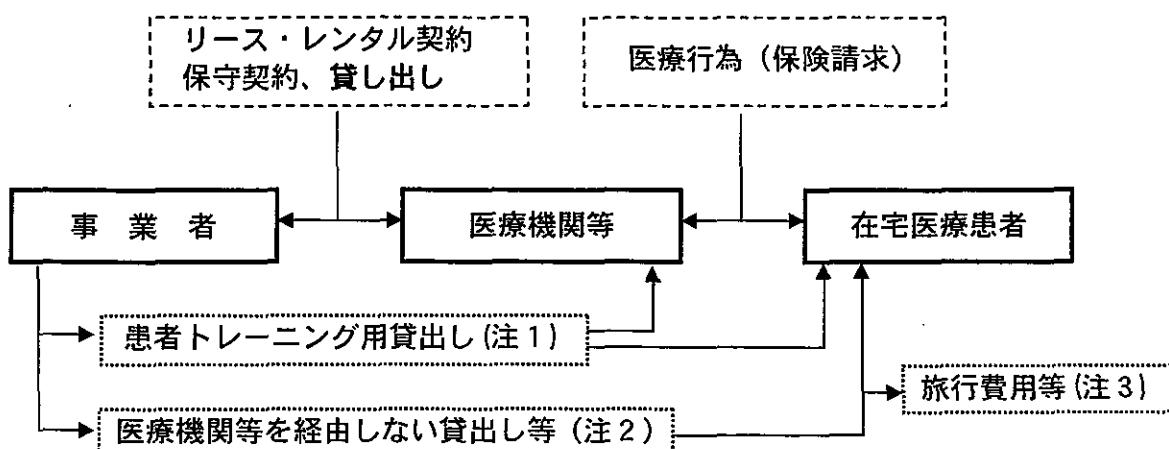
なお、代替機器の貸出しについては、従来、仮に、契約上修理料金と一緒に処理されていた場合であっても、取引内容の透明化を図るために、また、不当な貸出しと区別するために、事業者は明確に記載するようにしています。

在宅用医療機器の貸出し

在宅医療は、医療機関という施設で医療行為が行われず、在宅で行われるという特異性がありますが、医療機関等の指示、管理の下で医療行為が行われています。したがって、医療機関等に対する貸出し基準が適用されます。

1 在宅医療で使用される医療機器の無償貸出し

在宅医療で使用される医療機器には、在宅酸素治療機器、人工呼吸器、自己腹膜灌流、その他があり、同機器を医療機関等に貸し出す場合（医療機関等を通じて患者に貸し出す場合を含みます。）の取引形態として次ぎのようなものがあります。



2 次のような無償貸出しを制限しています。

(1) 医療機関等に対する患者トレーニング用医療機器の貸出し (注1)

トレーニングに用いる医療機器は、医療保険の趣旨からいって、本来、医療機関等が自費で行うべきものであり、事業者が無償で貸出しを行うことは取引を不当に誘引する手段としての便益の提供となるので制限しています。

(2) 医療機関等を経由しない貸出し (注2)

事業者が医療機関等の指示、管理のないままに直接在宅患者に対し医療機器を無償で貸し出すことは、医療法等の問題もありますので規約で制限しています。

[その他の制限事項]

在宅患者に対する旅行費用等の負担 (注3)

医療機関等の指示、管理の下にある在宅患者に対し、グループ旅行等に要する費用について、事業者が負担することは（医療担当者からの依頼や事業者がグループへの直接提供）、医療機関等との取引を不当に誘引する手段として直接又は間接での金品の提供に当たるので、制限しています。